

# 病児保育利用料の助成

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、下記を対象に、病児保育の利用料を助成します。

## 助成対象の児童

ア 生活保護世帯の児童		
イ 市民税非課税世帯または市民税均等割額のみ課税世帯の児童		
ウ  保育所 認定こども園 の入所児童	母子及び父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯	市民税所得割額77,101円未満の世帯の <b>児童すべて</b>
	教育認定(1号)児童	市民税所得割額77,101円未満世帯の <b>第2子</b>
		市民税所得割額211,201円未満世帯の <b>第3子以降</b> *1
	保育認定(2・3号)児童	市民税所得割額57,700円未満世帯の <b>第2子</b>
市民税所得割額169,000円未満世帯の <b>第3子以降</b> *1		
エ  幼稚園の 入園児童	母子及び父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯	市民税所得割額*2 34,500円以下の世帯の <b>児童すべて</b>
		市民税所得割額*2 34,500円以下世帯の <b>第2子</b>
		市民税所得割額*2 171,600円以下世帯の <b>第3子以降</b> *1

\*1 第3子以降とは、18歳以下の児童が3人以上いる世帯の第3子以降をいう。

\*2 市民税所得割額は、年少扶養控除(0～15歳)・特定扶養控除上乗せ部分(16～19歳)廃止前の額をいう。

## 助成額

病児保育利用料(飲食物費、延長料金を除く)

1日あたり 2,000円(上限)

## 助成方法

金沢市内の病児保育施設の利用	施設にて利用料が無料になります。
石川県内で金沢市外の病児保育施設の利用	<p>施設で利用料を支払っていただき、後日保護者の方からの申請により、助成金を支給します。</p> <p>申請手続きには、領収書(利用料、利用児童氏名、利用日が記載されたもの)、印鑑、保護者名義の預金口座番号が必要となります。</p> <p>詳細は、下記問い合わせ先へご連絡ください。 (申請期限は、利用月の翌月以降2年以内となります。)</p>

TEL 220-2299

市保育幼稚園課